

(経済産業委員会)

新事業創出促進法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、最近の我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、我が国における事業活動を活性化させるため、個人による創業等について一層の支援を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額の引上げ

新事業創出関連保証に係る中小企業信用保険の無担保保険の付保限度額を現行の千万円から千五百万円に引き上げる。

二、創業等の支援に必要な施策の総合的推進

国は、新たな事業の創出を促進するため、人材育成、資金調達の円滑化及び需要開拓支援等に必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。